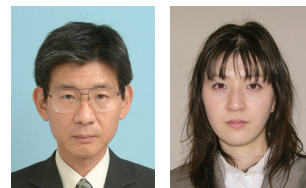


# 管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル（改訂版）の発行



沿岸海洋研究部長

小田 勝也

沿岸海洋研究部

沿岸防災研究室

研究員

有賀 藍

(キーワード) 管理型廃棄物埋立護岸、廃棄物最終処分、遮水工、フェイルセーフ、港湾基準との整合

## 1. 背景

我が国、特に、大都市圏は廃棄物の最終処分を海面処分場に依存している。海面廃棄物最終処分場は、港湾施設である廃棄物埋立護岸として整備され、廃棄物処分完了後は貴重な港湾空間として有効活用が図られてきた。一方、廃棄物の適正処理の推進や安全性向上を目的として1998年に廃棄物処理法に基づく最終処分場の技術基準が改正され、最終処分場の遮水性能等の基準が導入されたが、海面処分場に適用する際の考え方が不明確な部分も残されていた。「管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル」は、海面処分場の特性（図-1参照）を反映した廃棄物基準の解釈・適用方法、その他の配慮事項などをとりまとめて2000年に発行され、幅広く使われてきた。

## 2. マニュアル改訂のポイント

マニュアル改訂版は、国土交通省港湾局・国総研・港湾空港技術研究所が中心となり学識経験者、環境省、国立環境研究所を交え、検討を進め、2008年8月に(財)港湾空間高度化環境研究センターから発行された。改訂のポイントは以下のとおりである。

### (1) フェイルセーフ機能の強化

遮水工の信頼性向上を図るため、遮水工が損傷を受けた場合等を想定したフェイルセーフ（安全装置）付加の義務化。フェイルセーフには、遮水

工に直接付加するバックアップ機能、水位管理による移流抑制、検査・モニタリング機能等が考えられる（図-2参照）。

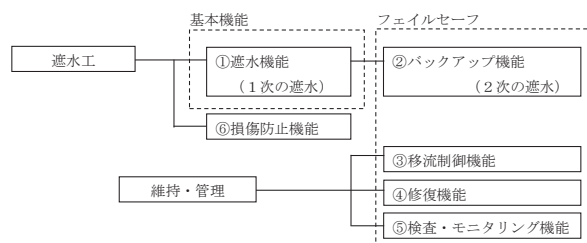


図-2 遮水工の機能

### (2) 関係法令の適用関係の明確化

港湾法、公有水面埋立法、廃棄物処理、海洋汚染防止法等に加え、新たに導入された跡地利用に係る新たな規制への対応も含め、適用関係を整理。

### (3) 新港湾基準への対応

2007年の「港湾の施設の技術上の基準」改正により、性能設計法が導入され、廃棄物埋立護岸も新たに対象施設に追加されたことに対応。

### (4) 新しい技術開発への対応

旧マニュアル発行後の施工事例の蓄積の反映、遮水工の機能高度化・新形式遮水構造・物質挙動予測手法等の技術開発成果を体系化。

### 【参考文献】

(財)港湾空間高度化環境研究センター刊行物URL  
<http://www.wave.or.jp/pub/index.htm>

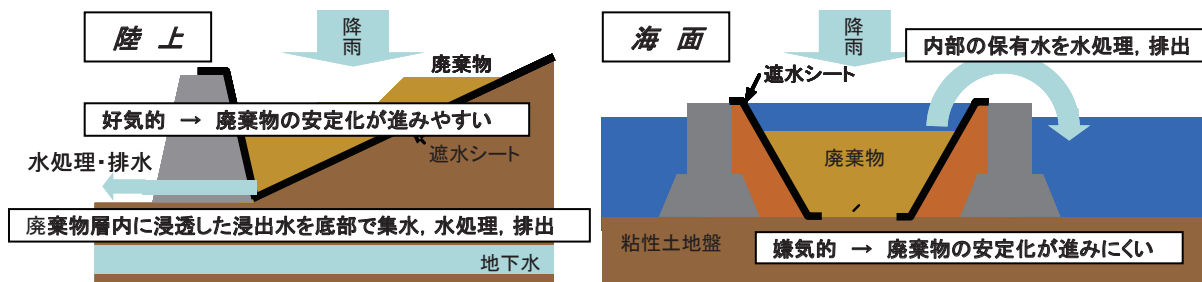


図-1 陸上処分場と海面処分場の特徴